

障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給基準

(目的)

第1条 障がい者の競技スポーツへの志向意欲を高めると共に、積極的な社会参加を促進するため新潟市を代表して全国大会等に出場する者に対し、激励の意味を含めて、激励金を支給する。

(対象大会)

第2条 激励金を支給する大会は、障がい者スポーツ全国大会等で支給が適当と認められるものとする。

(支給対象者及び支給額)

第3条 激励金の支給対象者及び支給額は、別表に定める。また、前条に規定する対象大会の出場者要項等で、監督、コーチ、マネージャー、選手等の出場者数が定められている場合の支給対象者は、その定められた人数以内とする。

(支給方法)

第4条 原則として、別表（第3条関係）中「支給対象者」又は所属する団体若しくは学校を通じて支給する。

附 則

この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

支 給 対 象 者		支 給 額
大 会 種 別 等	居 住 条 件 等	
1	パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 スペシャルオリンピックス競技大会	1人当たり 100,000円
2	上記の大会を除く国際大会	1人当たり 30,000円
3	全国障害者スポーツ大会	個人競技 1人当たり 10,000円
		団体競技 1チーム当たり100,000円を限度とする。 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額とする。
4	上記以外の全国規模の大会	個人競技 1人当たり 5,000円
		団体競技 1チーム当たり50,000円を限度とする。 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額とする。
5	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が認める者 その都度市長が定める額